

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合検査規程（平成元年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(検査の講評)</p> <p>第16条 検査員は、検査終了に際し、責任者及び組合の監事に対し、<u>口頭をもって</u>検査によって明らかとなった事項について講評を行うとともに、責任者又は組合の監事から当該講評についての意見等を聴取するようしなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(検査の講評)</p> <p>第16条 検査員は、検査終了に際し、責任者及び組合の監事に対し、検査によって明らかとなった事項について講評を行うとともに、責任者又は組合の監事から当該講評についての意見等を聴取するようしなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年10月16日から施行する。